



火災予防を楽しく学んで
(消防ふれあい広場)

9月から秋の火災予防運動 火の元に十分注意を

11月9日(金)から15日(木)まで秋の火災予防運動が実施されます。この機会に防火について考え、大切な命と財産を火災から守りましょう。

■住宅火災を防ぎ、命を守る7つのポイント

- 3つの習慣
- ①寝たばこは絶対にしない。
- ②ストーブは燃えやすい物から離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す。

- 4つの対策
- ①逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する。
- ③火が小さいうちに消すため住宅用火災警報器を設置する。

- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るため近所の協力体制をつくる。
- 期間中の催し
- 通信指令室の特別公開
日時 11月9日(金)～15日(木)、午前10時～午後4時
会場 消防本部
- 消防ふれあい広場
日時 11月11日(日)午前9時～11時
30分 11月17日(土)午前10時～11時30分
会場 ①は消防本部 ②は前橋合同庁舎(上細井町)

■防火ポスター入賞作品を展示

小中学生が描いた防火ポスター45点を展示。なお、最優秀作品は本年度の本市防火ポスターに採用し、事業所や学校などに掲示します。

- 日時 11月2日(金)～11日(日) 11月16日(金)～25日(日) 11月26日(月)～12月2日(日)、午前10時～午後9時 ①は午後10時まで
- 会場 ①はイトーヨーカドー前橋店(表町二丁目) ②はけやきウォーク前橋(文京町二丁目) ③はショッピングセンター・アイム(大胡町)

今回は「健康・暮らし」を基本テーマに、「無理なく、みんなで、楽しく継続してできること」に取り組んでいる桂萱地区の事例を紹介いたします。

みんなで進めよう 魅力ある地域づくり ▶2

第1次モデル地区：上川淵・桂萱・南橋・清里・大胡
第2次モデル地区：若宮・芳賀・総社・宮城・粕川



「スを工夫しています。《もったいない活動》地域ぐるみで有価物集団回収を推進。古紙類などを保管する紙リサイクル庫を積極的に活用しています。新聞紙、段ボール、雑古紙などの有価物を1世帯当たり年間250キロ排出すると想定。昨年度、地区平均回収量が1世帯当たり年間65キロだったのを、来年度は100キロにしようと、各町内で積極的な取り組みを進めています。また、地区内の小中学生を対象に「もったいない活動標語」を募集しました。350点もの応募があり、住民意識の高まりを感じます。

来年3月に開催する桂萱地区地域づくり推進大会では、標語の表彰や有価物回収の優良団体と個人の表彰、事例発表などを行います。

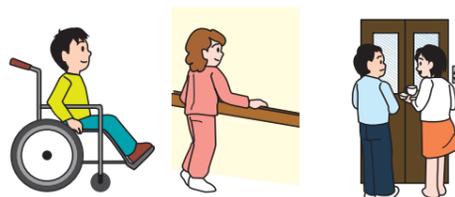
- インタビュー

桂萱地区地域づくり検討会の真下靖さんは、「ファミリーウォークは、地域への愛着と健康づくりのきっかけとなる重要な取り組みとして位置付けています。健康に対する意識を持つことで、元気な桂萱地区を創造していきたいですね」と話していました。

○：問い合わせは政策課 ☎890-65110へ。

家屋の固定資産税を減額

新築や バリアフリー改修で



■新築住宅で減額
新築住宅で、表1の条件を満たしている場合、120平方メートル以下の住宅部分に当たる固定資産税額が、一定期間2分の1になります。

■バリアフリーで減額
1月1日以前からあり、65歳以上の人が居住している住宅(賃貸住宅は除く)で、4月1日から平成22年3月31日までに一定のバリアフリー改修を行うと、申告によって翌年度分の当該家屋の固定資産税が減額されます。詳しくは表2のとおり。なお、新築住宅の軽減措置と重複して受けることはできません。

○：問い合わせは資産税課 ☎890-6218へ。

家屋の種類	減額期間	床面積要件
一般の住宅	新築後3年度分	居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下。ただし、一戸建て以外の貸家住宅は40㎡以上280㎡以下
3階建て以上の中高層耐火住宅など	新築後5年度分	

対象住宅	対象改修工事	軽減措置	手続き
1月1日以前に建てられた賃貸を除く住宅(併用住宅は居住部分が床面積の1/2以上ある建物)	廊下の拡張・手すりの取り付け・階段の傾斜緩和・床の段差解消・浴室の改良・引き戸への取り替え・便所の改良・床の滑り止め化 ※期間は4月1日から平成22年3月31日までで、改修費が補助金を除く自己負担額30万円以上の工事	改修工事が行われた翌年度に限り、当該家屋の床面積100㎡分までについて、固定資産税額の1/3が減額	改修工事の完了後3カ月以内に申請 ※添付書類は改修工事明細書(工事内容、工事費用が確認できる物。建築士や登録住宅性能評価機関などの証明も可)・改修工事個所の写真(改修前・改修後)・住民票(当該家屋に居住している人)・自己負担額が補助金を差し引いて30万円を超えている証明(実際の改修金額が分かる領収書など)・住宅改造補助金交付などの決定(確定)通知書などの写し

身障者用住宅の入居者募ります

広瀬第五団地UF棟など4件

新築した広瀬第五団地UF棟と既設住宅で、身体障害者世帯・単身用住宅の入居者を募集します。

- 募集団地・戸数・家賃など
- 車いす障害など世帯用 〔広瀬団地UF棟〕1戸
- 肢体障害など世帯用 〔朝倉団地〕1戸
- 視覚障害など世帯用 〔広瀬団地〕1戸
- 車いす障害など単身・世帯用 〔広瀬団地UF棟〕1戸
- 家賃 1万7,000円～5万1,700円
- 建物の構造・設備など
- 構造 中層耐火、高層耐火
- 間取り 〔世帯用〕3DKまたは2LDK(単身・世帯用)2DK
- 設備 浴槽・給湯器など
- 申し込みの条件
- 世帯用
- ①市内在住か在勤で住宅に困っている。
- ②親子や夫婦(婚約者を含む)を中心とする2人以上の家族がいる。
- ③住民税の未納がない。
- ④入居世帯の基準月収額が26万8,000円以下。
- ⑤不動産を所有していない。



車いす用キッチンなど配慮が

- 単身用
- 世帯用の条件①と③～⑧を満たし、身元引受人のいる人。
- 入居者・入居住宅の決定
- 選考 障害の程度や住宅事情を考慮して決定
- 申し込み
- 入居予定日 来年1月20日(日)
- 11月16日(金)までの勤務時間内に市役所建築住宅課へ直接。
- ：問い合わせは同課 ☎890-6833へ。